

令和元年 第7回総会・会議録

1. 日 時 令和元年7月10日(水) 午前10時00～11時30分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 茂道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (3名)

9番 椰野 保博	26番 尾上 進	30番 立岩 新吉
----------	----------	-----------

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 査 奥 浩二
主 任 奥本 洋史	主 任 今村 学

6. 報告事項

報告第 25 号 使用貸借権の解約について	1 件
報告第 26 号 非農地証明願について	2 件
報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	4 件
報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	7 件

7. 議案及び結果

(1) 農地関係

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	4 件
議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 決定について	39 件

(2) 農政関係

議案第 31 号 令和 2 年度予算等に係る要望（素案）について

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より令和元年第 7 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、3 名欠席で 30 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今より令和元年第 7 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 24 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 7 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

令和元年 7 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 25 号使用貸借権の解約について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご報告いたします。

報告第 26 号非農地証明願について
＜第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 27 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
農地転用届出について
＜第 1～4 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、4 件ご報告いたします。

報告第 28 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
農地転用届出について
＜第 1～7 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、7 件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。

続きまして議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
ですが、審議に入ります前に、本議案の当事者となっている尾倉委員は、
一時、退席をお願いいたします。

(尾倉委員 退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請について
＜第 1～4 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、4 件ご審議をお願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた第 1 項 小倉南区中曾根東地
区担当の濱中委員、報告をお願いいたします。

濱中委員

議案書に書いていますように、耕作面積は 0 m²ですが、譲受人が譲渡人
のお孫さんであり、二世帯住宅で長年一緒に生活をしております。譲受人
が今年から来年にかけて、譲渡人の農業を継承するという第一歩でござい
ます。ゼロからのスタートなのですが、若きホープということで、こちら
の町内でも期待をしております。特に問題はないと思われま。よろしく
お願いいたします。

井手尾会長 では第2項 小倉南区大字山本地区担当の藤堂委員、報告をお願いいたします。

藤堂委員 この土地につきましては、以前から借用して管理をしておりました。今回は売買ということで特に問題はないと思われま

井手尾会長 では第3項 小倉南区大字朽網地区担当の村田委員、報告をお願いいたします。

村田委員 贈与なので特に問題はないと思われま

井手尾会長 では第4項 小倉南区大字曾根新田地区担当の川江委員、報告をお願いいたします。

川江委員 第4項につきましては、特に問題はないと思われま

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第27号につきましては、許可と決定いたします。

それでは、審議を続行しますので、尾倉委員は入室してください。

(尾倉委員 入室・着席)

井手尾会長 続きまして議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いいたします。

事務局 議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について
＜第1項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、1件ご審議をお願いいたします。

井手尾会長 それでは、今月担当の第2調査委員会 大川調査長から報告をお願いいたします。

大川調査長 先程、調査委員会を開き、地元委員の意見を聞きまして、特に問題はありません。よろしくお願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 28 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について

<第 3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、第 2 調査委員会 大川調査長から、報告をお願いいたします。

大川調査長

先程行われました調査委員会の結果をご報告いたします。第 1 項から 3 項につきまして、地元委員に確認したところ、特に問題はありませんのでよろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 29 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第 30 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

<別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、39 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 30 号につきましては、原案どおり決定いたします。

それでは、引き続き農政関係で、議案が 1 件ございます。事務局説明をお願いいたします。

事務局

それでは、一般議案の方に移らせていただきます。お手元に資料をお配りしております。

議案第 31 号「令和 2 年度予算等に係る要望（素案）について」ご説明させていただきます。

（次長より説明）

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

奥野委員

農業用のため池の整備についてですが、もうそろそろ施行になると思いますが。一般ため池と特別ため池と分かれておりますが、修繕する場合には修繕する工事費の一部、県の予算の一部を国が負担をすることとなっております。これは非常に限られたものになっていきますので、もう少し攻めたいと思います。これはなぜかと言いますと、農業の持つ多面的機能は多々ありますが、このうちの大半は治水利用です。それに 6 割も 7 割もかかっている災害の治水に当たっているのは、池です。その池が壊れた時は一部しか負担されない。あとは受益者負担でやってくださいと、これは言語道断な考え方だと思います。

それと我々、管理者の届出をしましたが、これは罰則が最低 50 万円、我々農家に対して負担がかかるようになっております。国や県は手放すような内容になっていきます。水の恩恵を受けているのは我々農家、その一帯の住民、その下流の人達で、非常に多面的機能というのが大きいですよね。そういう事が全然考えられていないまま、予算が組まれようとしています。多面的機能で非常に貢献をしているのですよ、その貢献しているため池が壊れた時に農家に一方的にやらせるというのはおかしいのではないかと、要望に付け加えていただきたいと思います。

井手尾会長

他にございませんか。

岩谷委員

地域で管理できなくなった老朽化したため池の整備についてですが、積極的に市で引き取り、維持管理することをお願いしたいと、また所有者等による防災工事への費用支援も是非、検討いただきたいとありますが、市は引き取るだけということですか。

北九州にかなりの池があるわけですが、市が管理しているのは西部地区が多くて、東部は4件くらいです、ため池が。引き取りというのは手続きが非常に難しいわけです。水利権者の放棄を全部署名で出しなさいと、一人でも反対がいたらいけませんよと。ということで我々農業委員会としては、引き取り方法を考えるのであれば、今、危険性を持っている堤防の維持管理をどうするのかと地元負担が3割ということが出ているから、出来るだけ軽減を少なくして、言うなら耕作人数が減ってきているから、個人の持ち出しが多いわけです。そのあたりをどうするのかということと、前からため池のことで関わってきましたが、個人名義のため池があるわけです。もしも工事をするにしても、水利権は田んぼを持っている方にあります。土地は個人の物になっています。仮にそこを色々やるとなると了解がいるわけです。今、生きていればいいですが、昔の事で何代も続いていて、亡くなった方もおります。そういった場合をどうするのかと。市は不要になったため池は整理しますと言いますが、そのため池に持ち主がいれば勝手に工事が出来ないわけです。それについて農水省はいとも簡単にやりますよと。この間の総会でも発表したように、使わないため池は災害が起きないようにやりますよというけれど、持ち主がいるわけです。井堰の問題で色々やってきましたが、今度はため池の整理をどうするのかと。ある程度調べましたが、人民共有の場合は登録しておくわけです。亡くなった場合は、次の新しい名義に出来るわけです。ただ登記代はかかります。但し、名義変更しても登記代だけですが、仮に今持ち主がいないと、ほとんどよそに行っているという時はどうするのかと。水は水利権者が田んぼを持っている人がいると、堤防は壊れた時、災害ならある程度は話が前向きに進んでいきますが、ちょっと修理して300万円、500万円かかる場合の負担の問題です。今、やっておけば大きな災害にならないのではないかという論理を進めながらやろうという考え方を我々は持っています。とにかくため池の調査を行うと、南区で、東部だけで400くらいはありますので。これにまた改良区が絡んでいます。改良区はお金を持っているから自分達でしなさいと恐らくそういう言い方をされると思います。全く収入のないため池についてはどうするのかと尋ねると、それは話をしなければならぬと言います。いずれにしても全調査をして地元関係者と協議をしながら、まず素案を作っていかないと。市の全体的なため池についての基本的な考え方を引き出そうという狙いがここにあります。ご理解していただきたいと思えます。

もう一つ、今年の豪雨から問題になっているのは河川が氾濫して土砂が入ったと。その処理は河川工事をするか、あるいは田んぼだけ先に処理をしていただきたいという要求も今回するつもりです。今回のため池と同時に河川の問題、氾濫したものをどうするのかと。入ってきたものを自分で片付けなさいと言われてきたわけですが、これも問題があると思えます。

そういうことも含めて、この要望書の中に付け加えながらやるという考え
方があります。他に意見はございませんか。

大下委員 それに関連して用水路の浚渫がありますが、今のところ個人で何人か集
めて上げたりしておりますが、これは公共では出来ませんか。

井手尾会長 内容によると思います。市は個人のもの扱わないと言っています。権
利者が多い水路であれば、自分で費用を出すのか内容によっては市が処理
しますよと。うちの場合一ヶ所だけ個人があげていて、処理は市がしまし
た。あげてまでは市はしませんというのが基本的な考え方です。

大下委員 水路からあげた土砂はどこに置くかという問題が起きるわけです。

井手尾会長 置く場所があればいいですけどね。その問題も含めて、今後処理方法も
含めてどうするのかと要望書の中に入れていきながら、一つずつ問題解決
に向けていきたいという考え方です。よろしいでしょうか。他にございま
せんか。

黒崎委員 ため池は農業の為だけではなく地域の防災の為ということを趣旨にして
おります。防災の為ということを中心にする、水を利用する場合にある
程度規制がされる場合があります。農業だけの為のため池があるのか、防
災の為に併用してあるのか、市はその数を把握しているのかということ
です。

井手尾会長 まだそこまで踏み込んではいません。個人的な内容で言ったら、黒崎委
員が言われたように防災の為に残してほしいと、水は抜いてあるけれど。
底樋から出る水の量は決まっていますから、災害に備えた時の一時止水に
補給できるということの要求もあると。今から市が調査をするとう前提で
事務局を通じて話をするようにしています。400 くらいあって台帳はある
けれど具体的に整理をしなければならないということを要望で出していま
す。今回の議長や市長との意見交換でため池の問題を中心に進めていこう
と、他の問題を除けるわけではありません。まずこれからは防災、災害に
備えた管理が必要ですから、熊本も今回の豪雨でため池が決壊しておりま
す。大きな被害が出ているのはなぜかと言うと、流木が余水吐きに詰まっ
てしまってオーバーフローして堤体が壊れている。だから池の調査をしま
せんと、ここは雨が降ったら流木が流れてくる池なのか、全く流れてこな
いのか、そういうことも含めて調査をさせたいと、そしてどう処理をする
のかということを進めて参りたいと思います。よろしいでしょうか。他に
ございませんか。

藤堂委員

猪対策についてですが、私のところは南区の一番山奥なので、近年、特に今年の被害は田植えの次の日から出ていまして、私も稲の苗3反くらいが被害にあっています。今日も朝、田んぼを回って見ましたがどこからか入っています。私の地区でも10キロくらい、補助事業でワイヤーメッシュを張っております。それでも、どこかから入って来ている。それと耕作放棄地が増えているので、それも原因かと思えます。何か良い対策があれば教えていただきたいと思えます。

井手尾会長

ワイヤーメッシュについては市から、要望を出してもらうように調査が来ていると思えます。個人的にするより団体で、周辺で全部出すことによって広範囲の防止が出来るわけです。いずれにしても地区でまとまらないうと個人だけの問題ではないということです。協議をしながらより一層管理が出来るような施策をまとめたら、農政事務所に協議していただいたらと。元々は市はやめると言っておりました。それはおかしいということで議会を通じて、毎年議会の中で防獣柵をやると、今年も各奨励員に要望調査が来たと思えます。個人的にやってくださいと来ているでしょう。集落でまとめたら広範囲で出来るのですよ。ということを含めて協議して、地区でやっていただけませんか。そのことを農業委員会の意見として農政事務所に出しますので。他にございませんか。事務局は何かございますか。

事務局長

今の件で一言よろしいですか。事務局でも今までの通年の要望書を比較しながら今回の素案の叩き台を作らせていただきました。今までのご意見をいただいたものを付け加えさせて、作ったつもりでございます。先程の災害復旧の対象となる農地の件も入れておりますし、用水路に関するものも入れております。先程お配りしたばかりですので、皆様読み切れないと思えますのでご一読いただきまして、こういう表現の方がいいのではないかとか、こういう内容も付け加えたらどうかということをお聞きしたかったということになります。出来ましたら今月末くらいまでに事務局の方にご連絡いただきましたら修正とか内容の追加をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

井手尾会長

事務局から提案がありましたようお願いいたします。何か他にございませんか。なければ、以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、24番大下委員と25番藤井委員です。よろしく願いいたします。これをもちまして令和元年第7回総会を終わります。お疲れさまでした。